

庁議（令和2年7月21日）結果について

- 1 開催日 令和2年7月21日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 健康・こども部長、資産経営課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

(1) 平塚市土地開発公社の解散について

概要	<p>土地開発公社の存廃につきましては、平成20年に策定した「外郭団体見直し方針」の中で「土地開発公社による公共用地の先行取得の必要性が低下していることから、廃止も視野に入れた検討を進める」としてその方向性は示しているところです。</p> <p>この方針を基に、先行取得を平成21年度以降行わず、保有している土地の計画的な償還を進めた結果、全ての土地を償還しました。</p> <p>このような中、解散を行うことで貸付金の解消や事務経費の削減が見込まれること及び、同一年度内に全てを完了させることでコストを最小で抑えられることから、令和2年度中の解散を目指し、9月市議会定例会に解散議案を提出いたしたい。</p>
結果	審議の結果承認された。

(2) 平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、この基準をもとに規定している「平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正するもの。</p> <p>一部改正の主な内容としては、家庭的保育事業者等については保育所等の連携施設を適切に確保する必要があるが、国の基準に合わせ、連携施設の確保の例外を認める旨の規定を追加するもの。</p>
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>子ども・子育て支援法第46条第3項の規定に基づき「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、この基準をもとに規定している「平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例」の一部を改正するもの。</p> <p>一部改正の主な内容としては、特定地域型保育事業者については保育所等の連携施設を適切に確保する必要があるが、国の基準に合わせ、連携施設の確保の例外を認める旨の規定を追加するもの。</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

- ・なし

以 上